



法律第二十四号) 第四条第一項の製造業等に係る工場又は事業場にあつては、植栽及び芝生の規模及び配置に関する事項を除く。) 照明施設に関する事項その他これらに類する事項で、緑地協定区域内の環境の改善に寄与するものでなければならない。

七 緑地協定の有効期間は、五年以上三十年未満でなければならない。

八 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(緑地協定区域隣接地の基準)

第十四条 法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 緑地協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 緑地協定区域隣接地の区域は、緑地協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。